○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県中野市大字間山字南向平八七八の一、八七八の三、八八一の一、八八一の三、八八二の一、八八三の一、字建応一八一〇の一、一八一〇の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南向平八七八の三、八八一の一、八八一の三、八八二の一、八八三の一、字建応一八一〇の一、一八一〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県安曇野市穂高牧二二七三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡泰阜村三五〇九の一、三五〇九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十九条の規定に基づき、次に掲げる者を登録調査機関として登録したので、同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年二月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	確認調査の業務を行う事務所の名称	確認調査の業務を行う事務所の所在地	登録をした年月日
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町９番16号	福田慎太郎	日本管財株式会社（東京支社）	東京都中央区日本橋二丁目１番地１０号	平成二十六年一月二十三日

○国土交通省告示第百六十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国横断自動車道岡山米子	高梁市有漢町上有漢字石久呂畝七八六五番五から同市有漢町上有漢字豆ノ尾七八五一番五まで	平成二十六年二月二十八日　〇時

○国土交通省告示第百六十五号

松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　松山空港内及びその周辺　愛媛県松山市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第九十七号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のとおり変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月二十七日

○国土交通省告示第百六十六号

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市